

金沢市監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により当該報告を公表します。

令和 8 年 3 月 23 日

金沢市監査委員 加 藤 弘 行

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 高 村 佳 伸

金沢市監査委員 森 一 敏

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ及び選定理由

#### (1) 監査のテーマ

「公園・緑地の維持管理について」

#### (2) テーマの選定理由

市内の公園・緑地については、現在、設置から30年以上経過しているものが約6割、10年後には約8割となる見込みであることから、今後は、施設の更新や日々の維持管理に係る費用負担が一層増加することが懸念される。

また、公園・緑地は、面積等の規模、地域の年齢別人口分布、周辺施設の立地状況等に応じて求められるニーズが異なっており、施設の更新時期に併せて、地域住民の意見を反映した整備を行う必要があるとされている。

加えて、公園・緑地は、火災時の延焼防止帯や災害時の避難場所としての活用など、防災・減災の機能を発揮することが求められている。

こうした状況を踏まえて、公園・緑地の維持管理に関して、財務事務や安全面で適切な運用がなされているか、また、市民との協働についても検証し、更新も含めた施設整備、維持管理の効率的・効果的な執行に資することを目的とする。

なお、平成18年度に同じテーマで行政監査を実施しており、その結果として、維持管理は適切に行われ財務事務が適正に執行されていること、地域や企業などへ公園・緑地への愛護を呼びかけ市民との協働を一層進めることとの意見があり、このことも踏まえて、今回と一部比較しながら考察していく。

### 2 監査の対象

#### (1) 監査の対象課

都市整備局 緑と花の課

#### (2) 監査の範囲

令和7年度の公園・緑地の維持管理に係る事務

(ただし、必要と認められた令和6年度以前の公園・緑地の維持管理に係る事務を含む。)

### 3 監査の期間

令和7年7月14日から令和8年3月3日まで

### 4 監査の方法

公園・緑地の維持管理に係る事務が適切に行われているかを主眼とし、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査、関係職員からの説明聴取などにより監査を行った。

## 5 監査の着眼点

- (1) 維持管理は安全管理を含め、適正に行われているか。
- (2) 維持管理に関する財務事務は適正かつ経済的に執行されているか。
- (3) 維持管理における市民との協働が推進されているか。

## 6 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、高村佳伸、森一敏

## 第2 監査の結果

### 1 公園・緑地の現況

#### (1) 公園・緑地の箇所数等

##### ア 公園・緑地の箇所数と面積

公園・緑地の箇所数と面積の推移は、次表のとおりである。

区 分	平成18年度		平成30年度		令和7年度		②-①増減	③-②増減	
	①公園数	面積(ha)	②公園数	面積(ha)	③公園数	面積(ha)	比率(%)	比率(%)	
1 都市公園	495	236.4	575	308.5	578	319.2	16.2	0.5	
住区基幹公園	街区公園	391	92.0	454	104.7	456	105.1	16.1	0.4
	近隣公園	15	21.5	21	30.8	21	30.6	40.0	0.0
	地区公園	1	3.0	1	3.0	1	3.0	0.0	0.0
都市基幹公園	総合公園	1	67.3	2	89.8	2	90.4	100.0	0.0
	運動公園	2	17.2	2	17.2	2	26.7	0.0	0.0
特殊公園	2	12.1	4	34.3	5	34.7	100.0	25.0	
緑 地	74	19.8	80	20.9	80	20.9	8.1	0.0	
緑 道	4	2.9	6	7.4	6	7.4	50.0	0.0	
広場公園	5	0.4	5	0.4	5	0.4	0.0	0.0	
2 都市公園以外の公園	216	42.4	256	29.0	284	26.3	18.5	10.9	
合 計	711	278.8	831	337.5	862	345.5	16.9	3.7	

(注) 1 公園数及び面積は、年度末の数値である。(ただし、令和7年度は8月31日現在の数値)

- 2 「都市公園」とは、都市公園法第2条第1項に基づき設置された公園であり、その区分及び機能は次表のとおりである。

区 分	機 能	1箇所当たり 標準面積 (ha)	
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10~50
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	15~75
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓地公園等の特殊な公園		
緑 地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地	0.1以上	
緑 道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とした植樹帯及び歩行路又は自転車路		
広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される公園		

令和7年8月末現在、緑と花の課が管理する公園・緑地は、862箇所、345.5haとなっている。平成30年度頃までは、公園・緑地の箇所数及び面積は毎年度増加しており、とりわけ市民に最も身近な街区公園が、土地区画整理事業等による市街地の拡大等に伴い新設されている。平成30年度末には「金沢市緑のまちづくり計画」を更新し、地域の実情を踏まえた既存公園の再整備と活用の方向性を明確に示した後は、都市公園数及び面積は微増にとどまっている。

#### イ 1人当たりの都市公園面積

1人当たりの都市公園面積の比較は、次表のとおりである。

	面積(m <sup>2</sup> )
金 沢 市	13.4
中核市平均	11.2
石 川 県	15.1

出典：中核市市長会・都市要覧、石川県都市公園等整備状況調査

※ 出典によって、公表値の集計時期や最新年が異なるため、金沢市は令和7年4月1日、中核市平均は令和6年4月1日、石川県は令和6年3月31日時点の面積である。

本市の1人当たりの都市公園面積は13.4m<sup>2</sup>であり、全国の中核市平均より2.2m<sup>2</sup>上回っており、整備水準は高い状況にある。

#### (2) 防災・減災機能

指定緊急避難場所に指定されている公園数は、次表のとおりである。

(8月31日現在)

	令和7年度
街 区 公 園	221
近 隣 公 園	21
緑 地	13
その他総合公園等	12
合 計	267

(注) 「指定緊急避難場所」とは、地震、津波、洪水、土砂災害等の自然災害が発生した際に、命の危険から身を守るために緊急的に避難する場所として、市区町村が指定した場所のことである。

本市の指定緊急避難場所に指定されている公園・緑地数は267箇所であり、市民に身近な街区公園は48.5%（456箇所中221箇所）、街区公園を除いた住区基幹公園と都市基幹公園については全てが指定されている。そのうち金沢城北市民運動公園、西部緑道及び卯辰山公園については、国の防災安全交付金を活用し、広場やトイレ等の設置及び園路を整備することで災害時における避難可能人数の増加が見込めるなど、防災機能の充実を図っている。

公園施設が災害時に果たす役割は、次表のとおりである。

施設分類	施設名称	災害時の役割
園路・広場	園路	避難場所として活用できる広場等への円滑な避難を可能とする。
	広場	災害発生時の避難場所、一時的な避難生活や仮設住宅等のためのスペースとして活用する。
修景施設	植栽（芝生、花壇、いけがきを含む）	津波災害時に、一定の津波エネルギーを減衰させる効果が期待できる他、避難等にあたり、熱気流の防止・軽減の効果が期待できる。また、避難生活にあつては、緑陰等により避難生活スペースとしての機能を高める。
休憩施設	休憩所	仮設のパネルやシート等で囲うことで避難時の活動拠点や個室として活用する。
	ベンチ・野外卓	応急手当や救護等のベッドスペースとして、また、基礎部や下部を小規模な機材の収納スペース等として活用する。
運動施設	サッカー場	避難スペースの他、支援拠点として活用する。また、緊急用ヘリポートや物資の中継拠点等として占用的に活用する。
	水泳プール、温水利用型健康運動施設	飲料水（濾過・滅菌処理）や生活水、防火用水等の雑用水として活用する。
	付帯工作物（更衣室、控室、シャワー等）	避難や救護、物資の仕分けスペース等の屋内スペースとして活用する。
便益施設	駐車場	諸活動の活動支援スペース等として活用する。
	園内移動用施設	エレベーターを備え避難生活の利便性を向上させる。
	便所	避難生活の質向上に活用する。
	水飲場・手洗場	水飲みの他、洗面等の避難生活に使用する。
管理施設	門、さく	災害時に利用する。
	照明施設、擁壁	災害時に利用する。
	給水施設	災害時に利用する。
	排水施設	災害時に利用する。
災害応急対策施設	備蓄倉庫	災害時の必要物品の保管。
	放送施設	災害時に利用する。
	ヘリポート	消防救援、医療・救護、応急物資・救護物資輸送、復旧機材・資材輸送、情報収集等のための緊急用ヘリポートとして活用する。
	発電施設	災害時に利用する。
その他	展望台	津波からの緊急避難、一時退避場所として活用する。

出典：金沢市地域防災計画

## 2 公園・緑地の管理体制

### (1) 組織

緑と花の課の組織図は、次表のとおりである。

課・係	正規職員数		主な事務内容
	平成18年度	令和7年度	
緑と花の課	課長1名 課長補佐2名	課長1名 課長補佐2名	
管理係	4名	5名	1. 公園、緑地及び街路樹等の管理に関する事項 2. 課の庶務に関する事項
緑化推進係	4名	4名	1. 緑の基本計画に関する事項 2. 緑化の普及及び啓発に関する事項 3. 公共施設の緑化に関する事項
施設係	7名	8名	1. 公園及び緑地の整備事業の施行に関する事項
道路等管理事務所	3名		1. 公園、緑地及び街路樹等の施設設備修繕に関する事項 2. 除草ごみ処理
合計	21名	20名	

平成18年度と比較すると、道路等管理事務所との兼務職員の配置がなくなり、管理及び施設係の職員が各1名増加となった結果、組織人数は合計20名となり差し引

き1名の減となっている。

## (2) 公園・緑地の管理方法

### ア 施設の管理計画

公園・緑地の管理は、定例的な維持管理業務（樹木等維持管理、施設設備管理、清掃管理）を実施するとともに、中期的な管理実施計画である「公園施設長寿命化計画」（※）に基づき、施設仕様や健全度判定結果、設置からの経過年数などを総合的に判断し、各施設の維持保全や更新を行っている。

#### ※公園施設長寿命化計画

都市公園の公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び補修・更新費用の抑制と平準化を図る観点から、既存施設の長寿命化対策及び計画的な補修・更新を行うことを目的とした計画である。現在の計画は、第2期として令和4年度に策定され、計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とし、都市公園578公園に設置されている15,451施設を対象としている。

「公園施設長寿命化計画」における10年間の年次計画（平準化後）と近年の実績は、次表のとおりである。

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	合計
年次計画値	99,700	110,719	103,814	91,484	87,247	94,597	113,790	110,205	104,885	102,638	1,019,079
実績値	133,316	114,919									248,235
年次計画値-実績値	△ 33,616	△ 4,200									

年次計画値と実績値の差は、令和5年度は3,360万円余、令和6年度は420万円余であるが、これは、市民の通報・要望を受けての現地調査や日常点検の結果、施設の劣化が早く突発的な修繕が必要となったためである。

### イ 施設の点検、維持管理業務の実施

施設の日常点検は、月1回の巡回を基本としており、公益財団法人金沢市スポーツ事業団（以下「スポーツ事業団」という。）へ業務委託している。また、定期的に専門家による遊具の劣化点検や通報等に基づく緑と花の課施設係による現地調査点検を実施している。樹木などの定期的な維持管理や施設設備の管理、清掃管理については、民間事業者への委託により実施されている。

### ウ 管理情報の記録・共有

公園・緑地の管理情報は、一般社団法人日本公園緑地協会が提供する公園台帳管理システム（以下「POSA」という。）により、公園施設の補修・修繕履歴や市民や町会等からの要望等を記録し、緑と花の課内において管理情報の共有化を図っている。

### 3 公園・緑地の維持管理業務の実施状況

公園・緑地の維持管理業務には、樹木等維持管理（除草・清掃、芝生管理、樹木管理）、施設設備管理（点検・修繕等）、清掃管理などがあり、市民に身近な街区公園における維持管理業務の実施、市民の通報・要望への対応状況は以下のとおりである。

#### (1) 街区公園の維持管理業務

街区公園における主な維持管理業務とその実行主体は、次表のとおりである。

区 分		緑と花の課	実行主体		
			(公財)金沢市 スポーツ事業団	業者	愛護団体
樹木等維持管理	① 除草・清掃	総括管理			ア
	② 芝生管理			イ	
	③ 樹木管理		ウ		
施設設備管理	④ 施設設備点検・安全管理		エ 日常点検	オ 遊具点検	カ 簡易
	⑤ 施設設備修繕			○	
清掃管理	⑥ トイレ清掃				○
			○		

(注) 1 「愛護団体」とは、除草・清掃等の公園愛護活動を実施している周辺の町内会若しくは自治会又は地域住民で組織される団体をいう。

2 「① 除草・清掃」には、ごみ処理を含む。ただし、愛護団体が除草したごみは、業者が処理している。

#### ① 除草・清掃

除草・清掃に関しては、愛護団体でのみ実施している公園、愛護団体及び業者委託により実施している公園、業者委託でのみ実施している公園の3形態があり、その内容は次のとおりである。

##### ア 愛護団体でのみ実施している公園

愛護団体には除草年3回程度、清掃月1回程度の実施を委ねている。

##### イ 愛護団体及び業者委託により実施している公園

愛護団体のみの管理が原則であるが、愛護団体の要望や公園の状況等を勘案し、一部業者に委託しており、業者が年2～4回の除草・清掃を行っている。

##### ウ 業者委託でのみ実施している公園

愛護団体が管理していない公園は業者委託により年3回（基本）の除草・清掃を行っている。

#### ② 芝生管理

芝生のある公園については、業者に年2～3回の芝刈、施肥などの管理を委託している。

#### ③ 樹木管理

生長しやすい樹種や生垣、市民から苦情の多い樹木は業者に維持管理委託して

いる。また、生長し過ぎた樹木の剪定や枯木撤去・補植等は市民からの要望等を受けて現地確認し、必要と認めたときは業者に発注し実施している。

#### ④ 施設設備点検・安全管理

##### エ 日常点検

遊具類や施設（照明灯、柵、ベンチ、水道等）の日常点検は、スポーツ事業団に委託しており、事業団職員が月1回（冬期12～2月除く）、公園を巡回し、市が作成した安全点検マニュアルに沿って目視、触診、打診などの点検を行っている。

##### オ 遊具点検

設置後10年以上が経過した遊具のうちブランコ、滑り台、ジャングルジム、うんてい、シーソー等の遊具については、一般社団法人日本公園施設業協会（以下「日本公園施設業協会」という。）に委託し、年1回専門家による点検を実施している。その内容は専門技術者が目視、触診、打診、用具・測定器具を用い、協会が規定する「遊具の安全に関する規準」との適合性と遊具の劣化状況を把握するものである。

##### カ 安全管理

愛護団体は、遊具、施設に損傷があった場合、市に通報することになっている。

スポーツ事業団や日本公園施設業協会は、受託契約に基づく点検の結果、遊具等の使用禁止措置が必要と判断したときは、使用禁止テープで囲むなど危険防止のための措置をとり、速やかに緑と花の課に報告している。

また、公園利用者からも施設の損傷に関する情報提供が得やすいよう、連絡先を記載した看板を掲出するとともに、子ども向けには公園の安全な使用を啓発する看板を設置している。

#### ⑤ 施設設備修繕

市民、委託業者、愛護団体から施設の損傷等について報告があったときは、現地確認を行い、専門業者に修繕工事を委託している。

#### ⑥ トイレ清掃

愛護団体に週2回程度の清掃、消耗品の補充等を委ねており、愛護団体が管理していないトイレについては業者に委託している。（2週間で3回程度）

街区公園456箇所のうち、トイレのある公園は89箇所（19.5%）であり、そのうち愛護団体によるトイレ清掃は17箇所（19.1%）となっている。

#### (2) 市民の通報・要望等への対応

市民からの通報・要望等を受けた際は、POSAに入力後、担当となる各係で回覧され、重要なものは課長に報告するとともに、現地確認や相談者等との協議を行い対応している。

なお、近年の市民や町会等からの通報・要望件数の推移は、次表のとおりである。

	平成18年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報・要望件数	1,314	3,771	2,746	1,338

(注) 通報・要望件数は、年度末の数値である。(ただし、令和7年度は8月31日現在の数値)

要望は維持管理に関するものが多く、その内容は樹木の剪定や遊具・トイレ・照明灯等の施設の損傷に関するもの等であり、状況確認後に即時対応している。

また、利用者のマナー（ボール遊び、犬の散歩、ごみ問題等）に関する要望も多いが、公園内にマナー向上を呼びかける看板の設置等を行ったり、一部の公園では地域住民と連携して公園利用のルールを回覧で周知するほか、不法投棄されたごみの回収を行っている。

施設の充実に係る要望（遊具等施設の設置・更新、広場改良等）については、近隣施設の状況などを勘案しながら、順次対応している。

また、地震や暴風雨、豪雪等の自然災害時には、「強風や雪で枝が折れている」、「公園の敷地の一部が損壊している」等の通報が増加するため、施設係が現地調査を行い優先順位に沿って速やかに対応している。

平成18年度と令和6年度を比較すると、通報・要望件数は2.05倍である。なお、令和5年度の通報・要望件数の大幅増は、令和6年能登半島地震による施設の破損の影響によるものと考えられる。

#### 4 公園・緑地の維持管理における市民との協働

##### (1) 市民協働公園愛護推進事業

###### ア 概要

市民協働公園愛護推進事業（「公園愛護事業」から名称変更（令和3年度～））は、身近な公園を地域住民自らが管理し、愛着を深め、地域交流の拠点として多様な用途に活用していくことを目的として、昭和46年から実施している。

具体的な活動内容は、「公園の除草及び清掃」、「公園施設の損傷箇所の通報」、「公園の美化と適切な利用に関する啓発活動」、「公園のトイレの清掃」などがある。

愛護活動が行われている公園では、地域住民の公園への愛着が高まり、園内がきれいな状態に保たれることから、季節ごとの祭りやスポーツ活動など、地域団体による公園の活用が盛んに行われている。

愛護団体には、公園の面積や活動内容に応じて報奨金を交付しており、報奨金の詳細は(3)に記載する。

###### イ 愛護団体による管理状況

愛護団体による管理は、街区公園（323箇所）、近隣公園（11箇所）、緑地など（148箇所）の身近な公園で行われている。

愛護団体及び愛護公園数の推移は、次表のとおりである。

区 分		①平成18年度	②平成30年度	③令和7年度	① 構成比 (%)	② 構成比 (%)	③ 構成比 (%)
愛護団体数		304	360	365			
愛護公園数		398	472	482	100.0	100.0	100.0
内 訳	愛護団体のみ	234	251	221	58.8	53.2	45.9
	愛護団体と業者委託併用	164	221	261	41.2	46.8	54.1

(注) 愛護団体及び愛護公園数は、年度末の数値である。(ただし、令和7年度は8月31日現在の数値)

令和7年8月末現在の愛護団体数は365団体、愛護公園数(愛護団体が管理に  
関与している公園をいう。)は482箇所であり、近年、団体数及び公園数は微増  
傾向にある。このうち、愛護団体でのみ管理している公園は221箇所(45.9%)  
であり平成30年度と比べると減少し、業者委託併用により管理している公園は  
261箇所(54.1%)と増加している。

その要因としては、団体構成員の高齢化や新規加入者の減少等により、愛護団  
体のみでの管理が困難となっていることが挙げられる。

#### ウ 愛護活動活性化のための取組

愛護活動の普及・充実を図るため、長年愛護活動を継続し、特に成果をあげて  
いる団体を表彰する優良公園愛護団体表彰(既表彰186団体)や、公園内や歩道  
等を彩る公共花壇を実施する団体(259団体)への花苗の配布等の取組を実施し  
ている。

#### (2) その他の市民との協働事業

額谷ふれあい公園果樹園でのりんごを育てる楽しみを味わう「マイりんごサポ  
ーター事業」(平成17年度～)、卯辰山公園において周辺町会等が不法投棄ごみの回  
収などを行う「卯辰山公園マナーアップ事業」(平成18年度～)、ボランティア団  
体等が自主的に行う清掃活動等を支援する「みんなの公園クリーンスマイル事業」  
(令和5年度～)などを実施している。「マイりんごサポーター事業」については、  
令和5年度は前年度の活動結果より収穫量不足が懸念され、募集人数を40組に限定  
した結果参加者数が減少したものであり、他2事業については参加者(団体)数は  
増加傾向にある。

なお、各事業の参加者(団体)数の推移は、次表のとおりである。

事 業	令和4年度	令和5年度	令和6年度
マイりんごサポーター事業	135人(45組)	116人(40組)	未実施
卯辰山公園マナーアップ事業	90 人	153 人	158 人
みんなの公園クリーンスマイル事業		7 団体	21 団体

(注) 「マイりんごサポーター事業」は、令和6年度は能登半島地震の影響により未実施。

#### (3) 「金沢市夢ある公園再生・活用計画」

##### ア 計画の策定

本市では、平成 31 年 3 月に「金沢市緑のまちづくり計画」を策定し、「豊かな緑の重層都市金沢～金沢の「地形」「歴史文化」「都市」が育んできた緑を次の世代に～」を基本理念に掲げ、「継承」「活用」「連携」の 3 つの視点に基づく基本方針とそれに紐づく施策、取組を定めている。

また、同計画策定時における本市の最上位計画「世界の「交流拠点都市金沢」をめざして」（平成 25 年 3 月策定）の実施計画「世界の交流拠点都市金沢重点戦略計画〔改訂版〕」（令和 2 年 2 月策定）においては、地域の身近な公園を対象として、子育て支援や地域コミュニティの醸成に重点を置き、地域コミュニティの活性化と都市の集約化に対応した公園の再編整備を推進することとしている。

さらに、「かなざわ子育て夢プラン 2020」において、子育てにやさしいまちづくりとして子どもの遊び場、親子の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備することとしている。

これらを踏まえ、近年の新規公園の整備においては、地域の意向を反映した公園づくりに取り組んでおり、地域とともに考え、整備した公園では、地域住民が公園に愛着を持ち、主体的に公園を育む活動が展開されている。

こうした中、令和 3 年 3 月には、市内に多く点在している既設公園について、次世代を担う子どもや子育て世代への支援に重点を置きながら、地域の意向を反映した再整備等に取り組み、より多くの市民に楽しく利用される場、そして、夢の実現を支援する場になることを目的とした「金沢市夢ある公園再生・活用計画～みんなで考え・みんなで育てる・みんなの公園～」を策定している。

## イ 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位関連計画を踏まえ策定した「金沢市緑のまちづくり計画」における施策“地域特性に応じた緑のマネジメントの推進”を具現化するための基本方針や施策を示した計画であり、地域の関係者と連携し、既存公園の再生、活用を図るものである。

## ウ 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間としている。

## エ 基本方針

夢ある公園再生・活用に向けた基本方針は、次のとおりである。

### (1) 子育て支援・育成の視点を重視

公園を利用する頻度の高い幼児や児童のニーズに合った再整備を進め、子どもたちの笑顔があふれる公園づくりを目指す。

### (2) 地域のニーズに応じた機能分担・再編

地域にある公園の再生・活用の検討段階で、地域住民の意見を反映し、機能分担・再編を行い、将来も見据えた活用される公園づくりを目指す。

### (3) まちなかの賑わいを創出

公園の柔軟な利活用により、まちなかの賑わいや憩いの場を創出する。

(4) 公園施設の効率的・効果的な整備・維持管理

公園施設の更新時期に併せ、幼児や児童をはじめ、地域住民のニーズに応じた公園施設の整備や市民との協働による維持管理を効率的・効果的に行う。

(5) 公園再生・活用策を契機とした地域コミュニティ活性化

市民や事業者等が公園を適正かつ柔軟に管理運営しやすい仕組みを検討し、公園の再生・活用に向けた取組を通じて地域コミュニティの活性化を図る。

オ 施策と成果

エの基本方針をもとに実施する施策とこれまでの成果は、次のとおりである。

(施策 1) 小規模な公園の機能分担・再編

検討対象公園：街区公園、緑地、広場公園など

認定こども園等の近接には幼児向け遊具を設置、児童クラブの近接には児童向け遊具や広場の整備を行う等、日常利用しやすい小規模な公園の機能分担・再編により、幼児・児童や地域住民等の公園利用者の増加やコミュニティ活動の活性化を目指す。

**成果**

泉野地区において、公園の利用状況調査のほか、子育て世代や高齢者、町会活動の中心メンバーなど、地域住民を対象としたワークショップを令和3年度に実施し、公園で実現したいことや必要な設備について意見交換を行った。その内容を踏まえて具体的な整備内容を決定し、令和4年度から令和7年度にかけて4箇所街区公園と1箇所緑地の機能再編・再整備を進めている。

また、次期整備地区として、笠舞地区において、設置から40年以上経過している公園の利用状況調査や地域住民を対象としたワークショップを令和6年度に実施し、3箇所街区公園の再生と利活用の推進に向けた基本計画を策定し、令和7年度は再整備に向けた測量及び実施設計に着手している。

(施策 2) 大規模な公園の機能強化

検討対象公園：近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園など

インクルーシブ機能の強化や防災機能の充実等、大規模な公園の機能強化を図り、誰もが使いやすい利用者満足度の高い公園を目指す。

**成果**

令和4年度、玉川公園（近隣公園）において、障害の有無に関わらず使いやすい椅子型のブランコ等、インクルーシブ機能を有した遊具やユニバーサルデザインのテーブルやベンチを設置し、誰もが分け隔てなく遊べ、憩える公園として再整備している。

また、金沢城北市民運動公園（運動公園）では、北部地区の市民の安全を確保する重要な防災拠点として芝生やトイレ等の防災機能の充実を図るとともに、現在整備している遊具広場においては、数種類のインクルーシブ遊具を取り入れ、

利用者満足度の高い公園整備を進めている。

(施策3) まちなかの賑わい創出に向けた公園の有効活用

検討対象公園：まちなかに立地する公園

定期的な店舗出店や対象公園における制限の緩和制度等、まちなかの賑わい、憩いの場創出に向けた有効活用できる公園を目指す。

**成果**

まちなかの賑わいを創出するため、令和3年度から令和5年度にかけて、企画調整課と連携し実施した広場等利活用社会実験の成果を踏まえて、令和5年度にキッチンカー等の出店についての審査基準を定め定期的な店舗出店を行うことで、公園の有効活用を進めている。

(施策4) 地域との連携による公園維持管理・活用の推進

公園愛護制度(※)の見直しや、新規制度の創設等を検討し、地域や事業者が主体的に公園を活用しやすい環境整備に努める。

※公園愛護制度

愛護団体に対して愛護活動を支援するため、清掃用具の購入や公園を活用したレクリエーション活動等の費用として、報奨金を支給している。

**成果**

公園愛護制度における活動の負担感や新規登録団体数増の停滞を解消するため、令和3年度には、地域コミュニティ活性化基金(※)を活用し、平成26年度以降据え置いていた報奨金算定基準を次表のとおり改定し、面積割額を増額している。

また、愛護団体から「具体的な活動内容がわからない」、「公園の有効活用の方法を知りたい」といった意見が寄せられていたことから、愛護団体による公園活用の推進に向けて、令和5年度には、「金沢市市民協働公園愛護マニュアル」を作成した。

※地域コミュニティ活性化基金

指定ごみ袋の販売収入を地域コミュニティ活性化に資する各種施策に活用する基金。

表：公園愛護制度における報奨金

報奨金算定基準	令和3年度		(参考)平成26年度
基本額	1団体あたり	12,000円	12,000円
面積割額 100㎡あたり 公園毎に算定	A. 自主(愛護団体)管理	3,600円	1,800円
	B. 業者併用管理(除草・清掃実施)	1,600円	800円
	C. 業者併用管理(清掃のみ実施)	400円	200円

(注) Aは、愛護団体のみが管理、Bは、愛護団体(除草・清掃実施)と業者委託併用の管理、Cは、愛護団体(清掃のみ実施)と業者委託併用の管理である。

## 5 公園・緑地の維持管理に関する財務事務

### (1) 公園維持管理経費

公園維持管理経費は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減比率	構成比率	令和6年度	増減比率	構成比率
1 人件費	143,636,222	147,833,079	2.9	11.7	148,804,456	0.7	11.2
2 樹木等維持管理等							
樹木等維持管理委託 (除草・清掃・芝生管理・樹木管理等)	640,878,590	707,119,609	10.3	56.2	776,890,400	9.9	58.3
公園愛護団体報奨金 (除草・清掃・トイレ清掃等)	20,786,681	20,809,653	0.1	1.7	20,848,270	0.2	1.6
樹木臨時剪定、枯木撤去、補植等	101,886,602	104,393,020	2.5	8.3	108,912,357	4.3	8.2
樹木害虫防除委託	21,334,535	23,035,222	8.0	1.8	22,548,148	△ 2.1	1.7
3 施設管理、清掃管理等							
公園管理業務委託	19,563,519	14,630,435	△ 25.2	1.2	16,487,901	12.7	1.2
遊具点検業務委託	10,780,000	14,850,000	37.8	1.2	16,610,000	11.9	1.2
施設修繕等	121,599,060	122,297,970	0.6	9.7	120,680,978	△ 1.3	9.0
トイレ清掃委託	19,587,931	20,086,982	2.5	1.6	20,253,632	0.8	1.5
光熱水費	60,300,153	51,053,916	△ 15.3	4.1	49,122,256	△ 3.8	3.7
その他	27,816,722	31,268,895	12.4	2.5	32,376,010	3.5	2.4
合 計	1,188,170,015	1,257,378,781	5.8	100.0	1,333,534,408	6.1	100.0

公園維持管理経費総額の58.3%を占める樹木等維持管理委託(前年度比9.9%増)の令和6年度の増加については、金沢城北市民運動公園や西部緑道等の新規業務分が加わった結果である。しかし、労務単価の上昇や物価高騰の影響を受ける中、除草業務を機械刈りへ移行する等の仕様の変更を行うことで、委託費の増加を抑えている。

また、光熱水費については、令和5年度に実施した公園照明灯のLED化により、経費の節減効果が表れている。

## 6 監査の結果

公園・緑地の維持管理にあたっては、市民からの通報・要望等への的確な対応に加え、委託業者との連携による計画的な施設管理等により、適切な安全管理が行われており、労務単価の上昇や物価高騰等の影響下にあっても、合理的な仕様変更等を行うことで、委託費の抑制を図っていることが確認できた。

こうしたことから、公園・緑地の維持管理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

## 7 監査結果に添える意見

今後は、次の事項に留意の上、公園・緑地の維持管理の適正かつ経済的な執行に向けて更に万全を期されたい。

(1) 維持管理経費について

老朽化が進む公園施設において、今後、既存施設の改修や更新に係る費用の増加、繁茂した植栽や寿命を迎えつつある樹木の更新等が見込まれており、計画的かつ持続的な施設管理が求められている。このため、引き続き「公園施設長寿命化計画」の着実な実践を図るとともに、状況に応じた同計画の修正・補完を行うことで効率化を図りながら、ライフサイクルコストの着実な縮減に努められたい。

(2) 市民との協働について

前回監査時より愛護団体数は増加しているものの近年は微増状態が続いており、また、団体構成員の高齢化や新規加入者の減少等により活動規模が縮小する傾向がみられ、今後、さらに加速することが懸念されるため、「金沢市夢ある公園再生・活用計画」に基づく施策の更なる推進が必要である。

現在、同計画に基づき、地域住民を対象としたワークショップを開催し住民のニーズを汲み取るなど、公園・緑地の維持管理における市民との協働を着実に推進していることがうかがえるが、行政だけでは捉えきれない多様なニーズを反映し、利用実態に即した再整備を行うことは重要な視点であり、愛護活動の更なる活性化を図るうえでも、市民との協働を一層深めることは有意義なものと評価できる。

今後は、オンラインを活用した意見募集を導入するなど、子どもや若年層等幅広い世代や多様な主体を取り込む仕組みを構築し、市民参加の機会を拡大・継続できるような体制を検討されたい。